

開催日時	2021年8月28日(土) 10:00～12:30
科目名	特許法の先使用权
講師	田村 善之(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
内容	特許法79条の要件構造に即した先使用权の制度の趣旨を確定したうえで、事業の準備について実施形式の確定を要求したり、先使用発明と特許発明の同一性を要求したりする近時の裁判例を批判的に検証するとともに、実施形式の変更など、先使用をめぐる諸論点について望ましい解釈論を探る。

開催日時	2021年8月28日(土) 14:00～16:30
科目名	近時の裁判例から見る均等論
講師	吉田 広志(北海道大学大学院法学研究科教授)
内容	均等論の5要件のうち、消極要件である第5要件は、積極要件に比べてこれまで研究が進んでいなかった。本講義では、第5要件が問題となった裁判例を網羅的に調査し、そこから第5要件の本来的な機能を考察した結果を説明する。また、第4要件との関係についても若干の検討を加える。

開催日時	2021年8月29日(日) 10:00～12:30
科目名	進歩性要件の意義と機能—近時の裁判例を踏まえて
講師	前田 健(神戸大学大学院法学研究科教授)
内容	進歩性要件は、特許要件の判断において最も重要なもののひとつである。本講義では、進歩性要件が特許制度の中でどのような役割を期待されているかについての近時の議論を整理して紹介したうえで、実務上問題となる様々な論点についての検討を行う。近時の裁判例や審査基準における考え方を整理し、引用発明の認定、動機付けの有無、予測できない顕著な効果などの判断手法についての考え方を示すこととしたい。

開催日時	2021年8月29日(日) 14:00～16:30
科目名	Connected Industries と特許権行使—複数主体による侵害・差止制限など
講師	紋谷 崇俊(西村あさひ法律事務所弁護士・弁理士)
内容	近年、AI・IoT技術の進展により、かかる分野の特許出願が急増している。もともと、これらの特許については、専ら権利取得に関して論じられており、他方で、権利行使ないし Enforce については、実例も限られ、必ずしも明確になっていないようにも見受けられる。そこで、ネットワーク化などの背景を念頭に、複数主体による侵害、差止制限といった問題について検討を加えてみたい。

開催日時	2021年8月30日(月) 10:00～12:30
科目名	データ駆動型人工知能の知的財産保護
講師	酒井 将行(株式会社国際電気通信基礎技術研究所経営統括部担当部長・弁理士)
内容	「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させた社会(Society 5.0)」が来るべき社会として提唱されて、IoTやAIなどの技術がクローズアップされ、特に、「データ駆動型人工知能」と呼ばれる技術が大きな役割を果たしつつある。本セミナーでは、このような技術に対する特許による保護に必要な観点と、「データそのもの」を、いかにして知的財産として保護するか、についての講師の見解を紹介する。

開催日時	2021年8月30日(月) 14:00～16:30
科目名	AIと進歩性、発明者等
講師	中山 一郎(北海道大学大学院法学研究科教授)
内容	AI関連発明については、記載要件、進歩性等に関する審査上の考え方が示されているが、発明者のみならず当業者もAIを利用する。本講義では、当業者によるAIの利用可能性が進歩性要件に与える影響について検討する。また、現状では、AI関連発明の多数は人間がAIを道具として利用して創作する発明であるが、その場合の発明者は誰かについて、AIを「発明者」と称する出願などにも触れつつ、検討する。

開催日時	2021年8月31日(火) 10:00～12:30
科目名	特許権侵害に対する損害賠償－現状、実情、今後の課題－(1)
講師	田村 善之(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
内容	特許権侵害に対する損害賠償額の算定に関しては、知財高裁大合議判決が相次ぐとともに、2019年には法改正もなされている。本講義は、これらの動向を紹介するとともに、制度の課題が、かつての賠償額の高額化から損害額算定の予測可能性に移行していることを指摘し、その解決のために、特許法102条1項、2項、3項のそれぞれの機能に即した役割分担論を展開する。

開催日時	2021年8月31日(火) 14:00～16:30
科目名	特許権侵害に対する損害賠償－現状、実情、今後の課題－(2)
講師	田村 善之(東京大学大学院法学政治学研究科教授) 中山 一郎(北海道大学大学院法学研究科教授)
内容	特許法102条3項に基づいて事後的に定められる相当実施料額は事前の通常実施料より高額とされる。この侵害プレミアムをどのように考慮して相当実施料額を算定するかについて検討する。 さらに、102条全体にわたり今後の展望や今後の改正の可能性等についての見解を示す。

開催日時	2021年8月31日(火) 16:45～17:30
科目名	特許訴訟と discovery－特許訴訟と fact finding との関連
講師	韓 相郁 (韓国 金・張法律事務所弁護士)
内 容	<p>特許訴訟や IP 訴訟で権利者の保護と実体的真実の発見/被告の機密情報の保護という法益をいかに調整し、調和させるかは非常に重要な問題である。日本と同様に韓国でもこれを解決するために特許訴訟(特に侵害訴訟)で様々な立証責任緩和/転換および推定規定等、特則を置いているが、未だ改善の余地がある。特に、最近韓国企業との間の紛争にも積極的な証拠調査が可能な米国の ITC に訴訟を提起したケースがあり(LGC 対 SKI)、このような傾向は、米国の Discovery 制度を通じた fact finding を念頭に置いたという分析もある。</p> <p>このような点を契機に韓国では、IP 事件に積極的な証拠調査制度を導入する K-Discovery 制度の導入に関する議論が加速している。併せて、韓国では営業秘密の事件での刑事的救済が非常に活発な点と最近の特許事件でも刑事的救済をサポートするための捜査機関の専門化などの努力が並行されているところ、これらの実務動向の実効性と意義について共有したいと思う。</p>